

「委託契約に関する事項」

美化巡視業務は、芦屋町内に投棄されているごみ（廃棄物）の処理を適正に行うなど、町内全域の清潔保持に努める。併せて、住民等に対して環境美化意識の向上を図るために指導及び啓発を行う。

1. 芦屋町全域の廃棄物に関する巡視及び処理業務

芦屋町内を巡視し、ごみ（廃棄物）の不法投棄の確認及び適正な処理を行う。

(1) 巡視作業 町内の巡視を行い、不法投棄を発見した時は速やかに主管係員に報告する。

(2) 処理作業 報告後、主管係員の指示に従い適切な処理を行う。

2. 芦屋町全域の清潔保持のための各種指導及び啓発業務

芦屋町内を巡視し、不法投棄や自動販売機周辺の空き缶の散乱及び空き地の雑草繁茂等の状況確認等を行い、主管係員に報告のうえ指示に従い、所有者及び管理者等に対し適切な指導等を行う。

3. 勤務日

(1) 勤務日 1週間1日、原則毎週水曜日勤務とする。ただし、芦屋町職員の勤務を要しない日を除くものとする。

※都合により水曜日に勤務不可となった場合は、同一週内で、後日振替勤務

4. 勤務時間及び休憩時間

(1) 勤務時間 10時00分～15時00分

(2) 休憩時間 12時00分～13時00分

5. 各種保険

保険の加入者は町とし、受託者を被保険者とする。また、保険掛け金の支払いは町が加入時に支払うものとする。

(1) 傷害総合保険（公務中のみ適用）

(2) 死亡・後遺障害時最高額 4,000,000円

(3) 入院時 3,000円／1日 通院時 1,000円／1日

(4) 社会保険・雇用保険なし

6. 公務災害（傷害）の認定に関する取り決め

(1) 受託者は災害が発生した場合、本人または代理者が直ちに町に報告しなければならない。

(2) 町は、前号の報告を受けた場合、直ちに現状を確認し、または諸事情を究明して公務中の災害であるか否かを判断する。

- (3) 公務災害の認定に当たっては、地方公務員の公務災害認定に関する諸規定を準用する。
- (4) 公務中の災害であると認定した場合は、町は文書でその旨を明確にし、受託者または保険会社から要請があったときは、公務災害認定書を交付するものとする。

7. 必要資格

普通自動車運転免許 (AT 限定可)

8. 賃金

日額4, 992円

9. その他

- (1) 業務状況を日誌に記入し、業務終了時に主管係員に提出する。
- (2) 巡視用の車両は、公用車（環境美化巡視車）を使用し、事故等の無いよう、安全運転に努める。
- (3) 主管係員からの環境美化に関するその他の指示事項についても、協力し処理等を行うものとする。